

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設 施設概要書

熊本県観光戦略部観光交流政策課

1 施設の概要

(1) 建物等

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設は、次の建物等から構成されます。

建物等	延床面積	備考
体験・展示施設	1,210.29 m ²	令和5年3月末竣工予定
震災遺構		
旧東海大学阿蘇校舎1号館	6,961.88 m ²	令和2年8月から 一般公開
地表地震断層（覆屋）	180.79 m ²	

(2) 敷地

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設の敷地の状況は、次のとおりです。

所在：阿蘇郡南阿蘇村大字河陽 5435 番 1 ほか

面積：約 40,000 m²（県有地 102,671.51 m²のうちの体験・展示施設用地及び震災遺構用地の面積）

震災遺構敷地内には、旧東海大学阿蘇校舎1号館及び地表地震断層（覆屋）のほか、『ONE PIECE』麦わらの一味の像（ロビン像）があります。

2 現在の状況

令和4年（2022年）11月現在、震災遺構（旧東海大学阿蘇校舎1号館及び地表地震断層）を一般公開しています。

昨年度（令和3年度）の来場者数は、45,281人でした。

今年度（令和4年度）の来場者数は、月平均9,168人（令和4年4月から8月末までの期間）となっています。

3 図面等

この概要書には、次の図面等を添付しています。

<全体>

- ①俯瞰図（イメージパース）
- ②指定管理者の管理に係る中核拠点施設の範囲

<体験・展示施設>

- ③平面図
- ④立面図
- ⑤諸室の面積表
- ⑥外構平面図
- ⑦展示内容（案）
- ⑧展示内容等の解説計画
- ⑨備品リスト

体験・展示施設は現在整備中のため、この図面から内容が変更となる場合があります。

<震災遺構>

- ⑩保存状況写真
- ⑪旧東海大学阿蘇校舎1号館図面
- ⑫地表地震断層覆屋図面

4 参考資料

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例（令和4年熊本県条例第38号）を参考資料として添付しています。

①施設俯瞰図(イメージパース)



②指定管理者の管理に係る中核拠点施設の範囲

県有地 102,671.51㎡

うち指定管理者の管理に係る範囲
約40,000㎡

震災遺構

東海大学阿蘇実習フィールド

体験・展示施設
(建設中)





震災ミュージアム中核拠点（旧東海大学阿蘇キャンパス）体験・展示施設の展示内容

体験・展示施設のコンセプト

自然と人間のつながりを感じ、「自然とともに生きるためには」を考えるミュージアム

展示ストーリーの考え方

- 熊本地震の事実・原理を「感じる・知る」×自然と向き合い「考える」を交互にめぐる
- 地震・災害とともにある暮らしを「自分事化」する

あなたへの問い

自然と向き合い「考える」

自然と向き合い「考える」

大地の動きを知る・
熊本地震の追体験

大地が動くメカニズム・
被害のメカニズムを知る

熊本の自然がもたらす
様々な恵みを知る

自然との共生
熊本の元気を発信する

展示室 1
シアタールーム

大地のview
(大地の動きを可視化)
熊本地震その時シアター
(熊本地震の追体験)
熊本地震百物語
(被災物等の実物展示)

展示室 2

プレートテクトニクス
(地震のメカニズムを解説)
活断層の原理、土砂災害、
液状化の仕組み
(被害のメカニズム解説)

展示室 2

熊本の大地は生きている
(阿蘇-熊本の地形ジオラマ)
自然の恵み
(地下水、温泉、草原風景
農作物、文化活動など幅広く
紹介)

展示室 3

地震の教訓と自分事化
(語り部記録映像から
地震の教訓を抽出)
未来に向けた復興をめざして
(復旧復興を物語る実物、
地域の魅力の紹介、
被災地定点撮影映像など)

震災遺構見学

事前・事後学習キット
(学習用パンフレット)

記憶の始まりカウンター
(総合窓口)

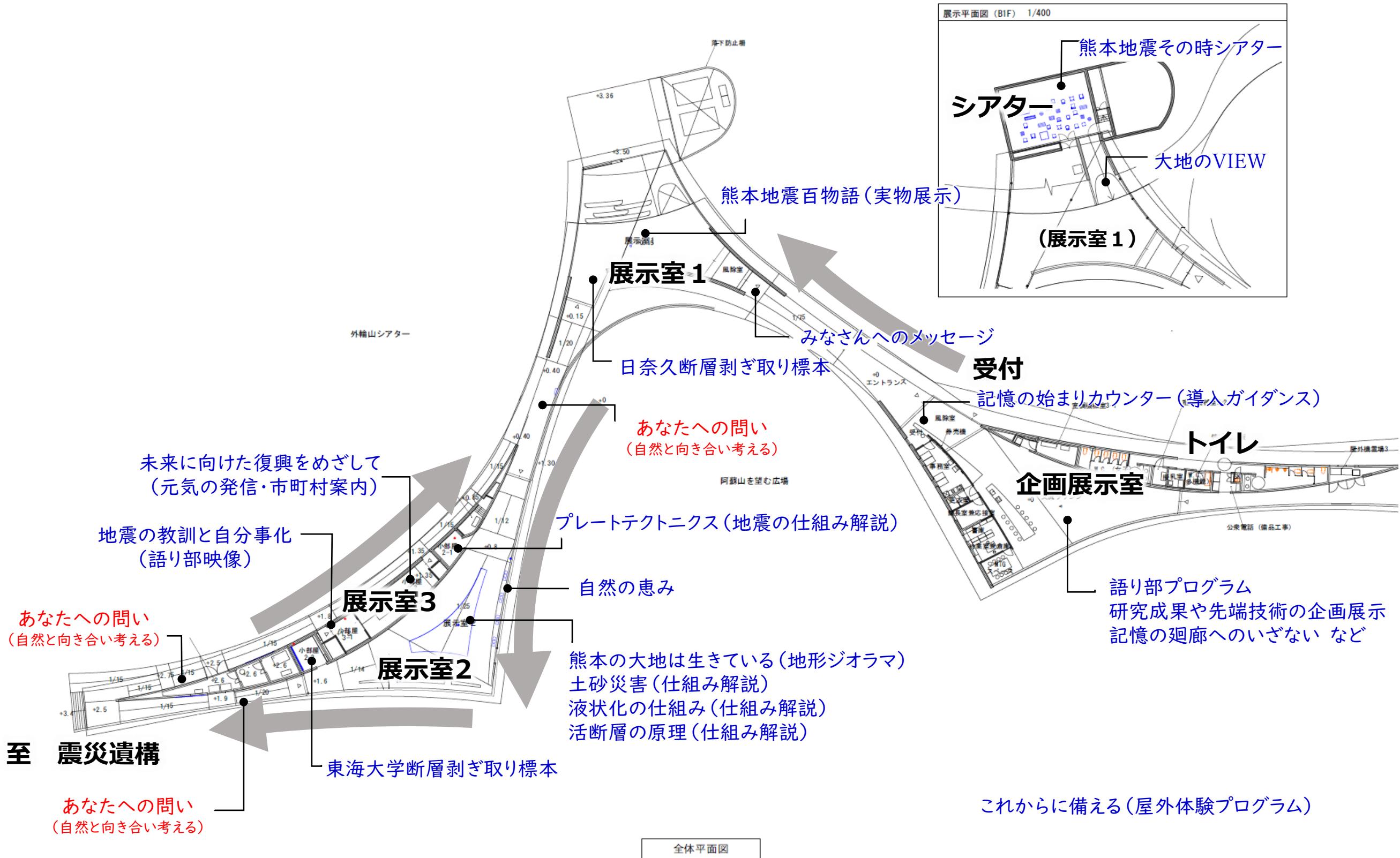
みなさんへのメッセージ
(館の設立趣旨を表示)

防災体験プログラム 語り部・交流プログラム 企画展示等
(芝生広場や企画展示室・交流スペースを活用)

各地域の拠点施設や震災遺構へ

3⑦体験・展示施設の展示内容 (案)

震災ミュージアム中核拠点（旧東海大学阿蘇キャンパス）体験・展示施設 展示コンテンツ等配置図



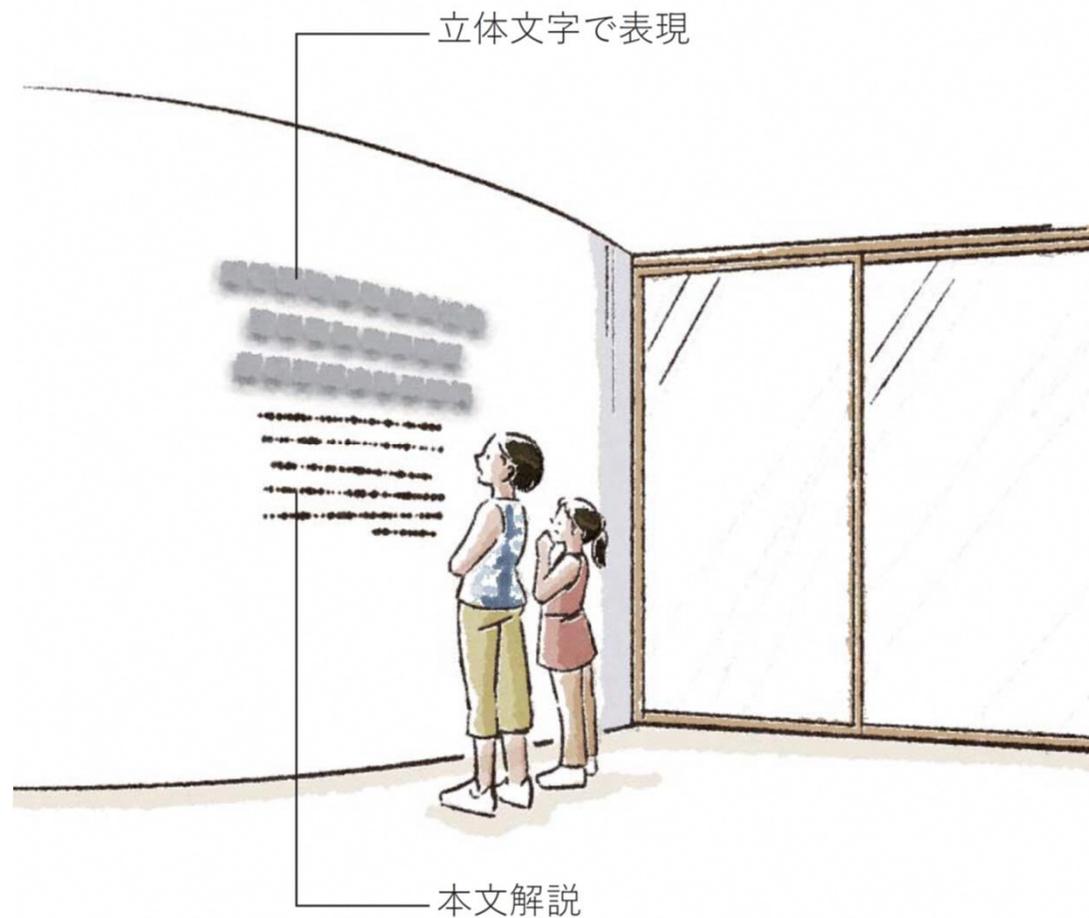
A-3 みなさんへのメッセージ

【展示のねらい】

・導入空間として、「設立理念」などの来館者に持ち帰ってほしいメッセージを伝える。

【展示の内容】

・本施設がめざす姿を示し、来館者に感じ取ってほしいことを伝える。「熊本地震 記憶の廻廊」の主旨と当館の位置づけも伝える。
・建築壁面に、文字を立体化して設置する。



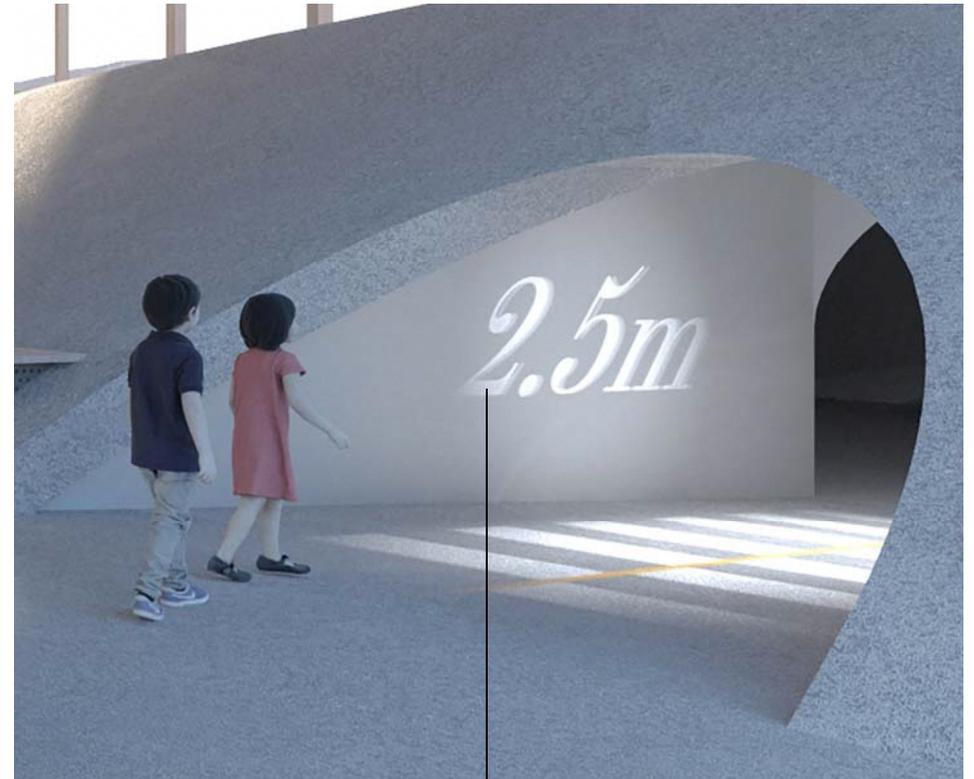
B-1 大地のVIEW

【展示のねらい】

・ここからはじまる展示体験にスムーズに導くため、「感性」に訴えかけ、地震＝大地の営みへの興味を喚起する。

【展示の内容】

・「大地はいつも動き続けている」「私たちの暮らしは地球の営みの上にある」「地震はいつ何時やってくるかわからない」ことを、説明ではなく感覚的に印象づける。
・大地にもぐりこむ印象を与えるトンネル状の通路の壁面と床面の両方に映像を投影。「大地は常に動き続けている」ことを感覚的に伝える映像演出を行う。



映像を壁面にや床面に投影

B-2 熊本地震その時シアター

【展示のねらい】

- ・「その時、何が起きたのか？」を、児童・生徒から大人まで幅広くすべての人に伝える。
- ・「震度7が2回襲ったこと」「夜の被害だったこと」などの特色を伝えるとともに、「夜の震災で何もできなかったこと」など、熊本地震ならではの教訓を伝える。
(いつ、どこで地震に遭遇するかわからないことを体感する)
- ・地震の怖さだけでなく本施設のメッセージである「自然と人の関わり」を印象づける。

【展示の内容】

- ・熊本地震28時間のドキュメントを軸に、“その時”熊本各地で何が起きたか、を多様な視点でとらえ、熊本地震を多面的に感じ取ってもらう。「私たちの暮らしは、地震も含めた自然の営みとともにある」ことを強くうたえる。
- ・待機画面/イントロ映像にも特色をもたせ、リアルタイム地震情報等を投影する。



C-1 熊本地震百物語

【展示のねらい】

- ・大型の被災遺物で、激震に襲われた熊本地震を物語る。
- ・熊本地震デジタルアーカイブを最大限に活用し、多様な人々（被災者、救援者、支援者、研究者、報道関係者等）の百人百様の体験を伝える。
- ・実物展示を通して、普段見なれたモノのなかに、熊本県民一人ひとりの地震との関わりの物語が潜んでいることに気づいてもらう。

【展示の内容】

- ・百物語の被災物を展示する架台と演示台一式。
- ・熊本地震に関係した多様な人々（被災者・救援者・支援者・研究者・報道関係者、年齢、性別等の違う人々）の被災物に関わる百人百様の体験や思いを紹介する解説グラフィック。
- ・被災現場の様子を伝える写真グラフィック。
- ・被災物一点一点の物語をじっくり知りたい方のための充実した冊子形式の解説グラフィックを用意。



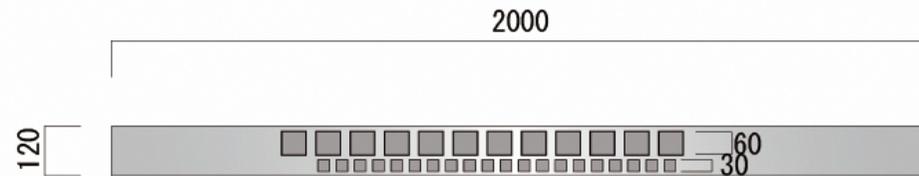
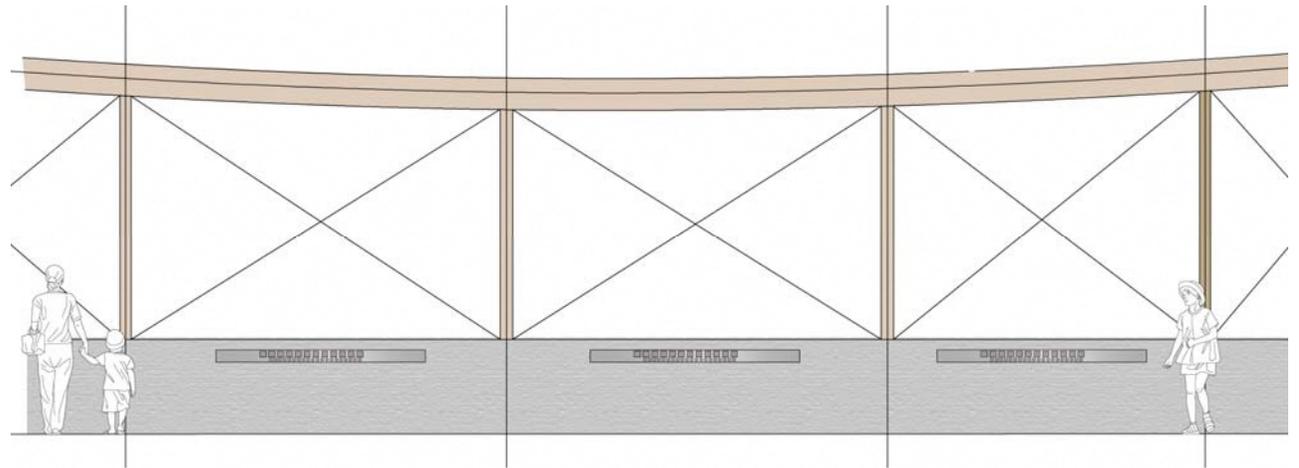
D-1 あなたへの問い

【展示のねらい】

- ・「感じる・知る・考える」を特色にしたミュージアムの展示の工夫として、「自然と人との関わり方」を来館者一人ひとりが考えるきっかけを提供。
- ・景観が目飛びこむ空間特性と連動した展示。
- ・考えるきっかけ＝問いかけの言葉は、目にはいる風景の季節変化や、時事的なニュースなどにあわせて更新して展示。

【展示の内容】

- ・問いかけの言葉をレイアウトしたグラフィック
- ・言葉には、自然の見方が変わったり、自然の脅威を感じる言葉を想定。
- ・言葉は、カッティングシート貼り仕様とし、更新が可能なものとする。



問いかけの文章例)

『2016年4月16日、目の前の風景はどう見えただろう』

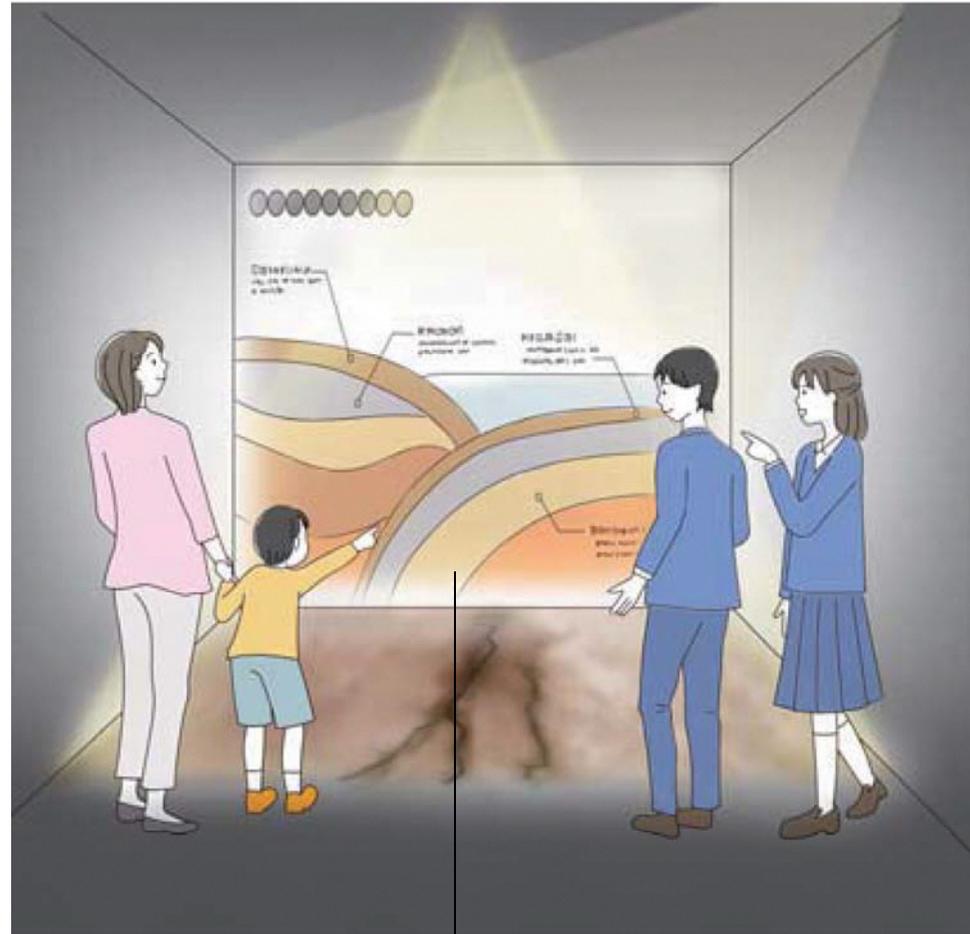
E-1 大地のメカニズム① プレートテクトニクス

【展示のねらい】

- ・「地震はなぜ起きるのか？」への理解を深めてもらう。
- ・熊本地震の原因を、地球規模の視点＝プレートテクトニクスの考え方で解説する。

【展示の内容】

- ・「プレートテクトニクス」による地震発生のメカニズムを、特に内陸型地震を主に平易に紹介する。
- ・東海大学阿蘇キャンパスに見られる地震の爪痕と地震の原因とが連動して理解できるよう、床面と壁面に効果的に映像を投影。
- ・児童・生徒から大人まで幅広く理解してもらえる映像手法を工夫する。



映像を壁面にや床面に投射。
没入感を演出する

E-2 大地のメカニズム② 熊本の大地は生きている

【展示のねらい】

- ・熊本地震への理解を深める学習をうながすべく、俯瞰・拡大・実験などの多様な体験学習が可能な大型ジオラマ模型で熊本の大地の特徴を理解してもらう。
- ・「大地は生きている」ことを伝えるため、大地の動き・変化を理解できるハンズオン手法を取り入れた装置を設置する。
- ・「熊本地震記憶の回廊」ミュージアムを構成する8ヵ所の案内も併せて行う。

【展示の内容】

- ・熊本市内から当地までの地形と地質の成り立ちを俯瞰した様子と概念的な姿で表現する。
- ・阿蘇から熊本市内までの地形を俯瞰する地形模型上に、活断層や大分-熊本構造線、「熊本地震記憶の回廊」の中核・地域拠点と震災遺構等の場所を示す。
- ・ハンズオン手法の体験装置で、液状化現象・断層活動・土砂災害をつたえる。



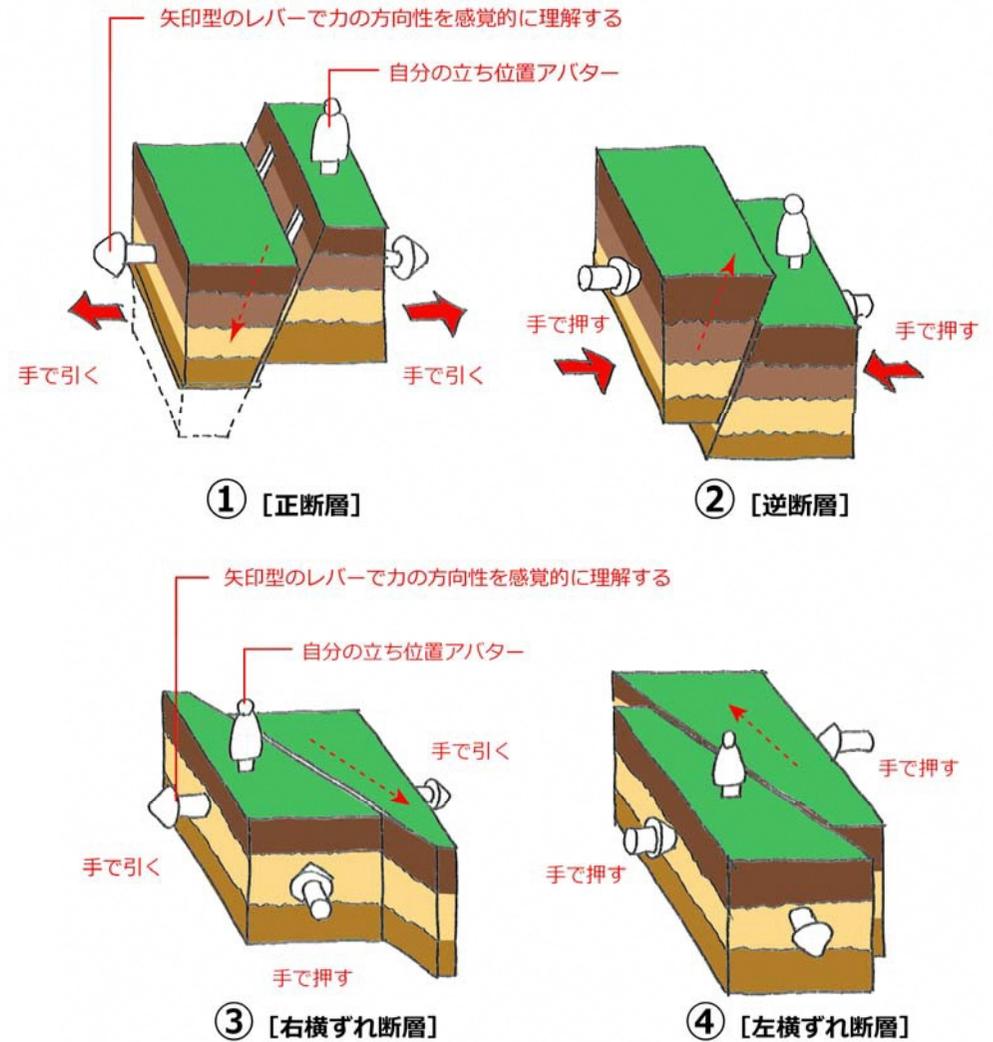
E-3 大地のメカニズム③ 活断層の原理

【展示のねらい】

- ・地震が起きるメカニズムのひとつである「断層活動」を、原理と種類、熊本地震の被災地の状況とともに解説。
- ・断層の原理図解とともに、熊本地震による被災前と被災後の状況を伝える。

【展示の内容】

- ・4種類の断層活動の原理が体験的にわかるハンズオン体験装置を整備する。



体験装置サイズ：W200×D300×H300×4種類の体験

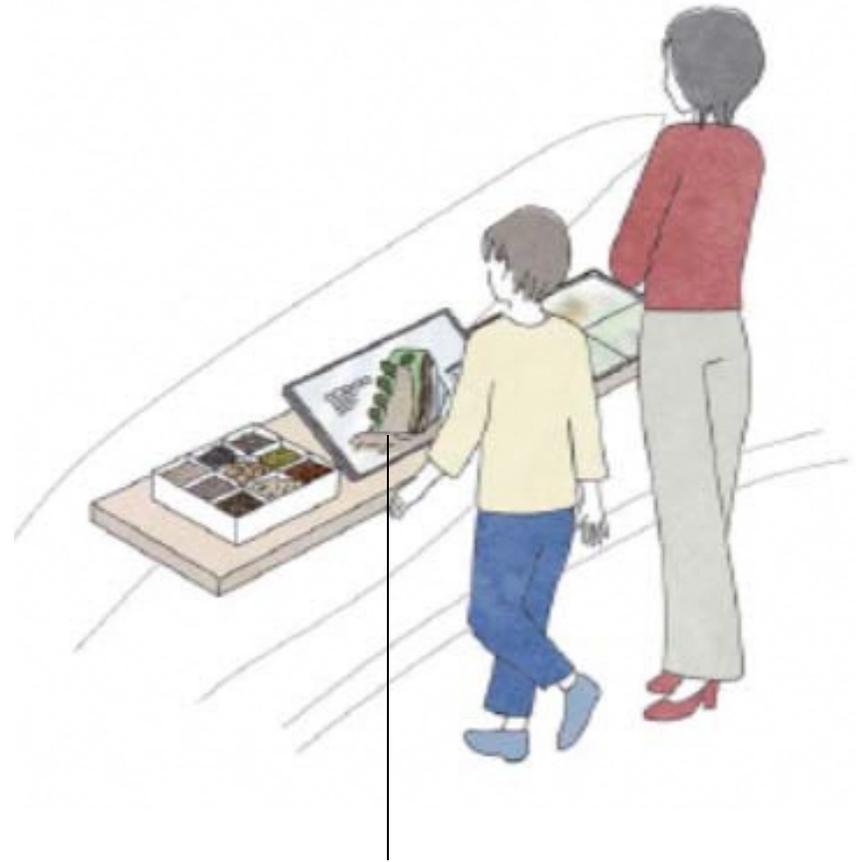
E-4 大地のメカニズム④ 土砂災害

【展示のねらい】

- ・熊本地震の被害の特徴のひとつである「土砂災害」を解説する。
- ・熊本地震で生じた土砂災害のパターンを伝え、土砂災害が起きる可能性のある地形や地面の中の様子への理解を深めてもらう。

【展示の内容】

- ・土砂災害を、ジオラマ模型と連動した映像で伝える。
- ・土砂災害の素因、種類、メカニズムを立体的に解説し、見学者が自身の身の回りの地形も確認してみようといった「学び」を喚起する展示とする。



画面にタッチすると映像が始まる

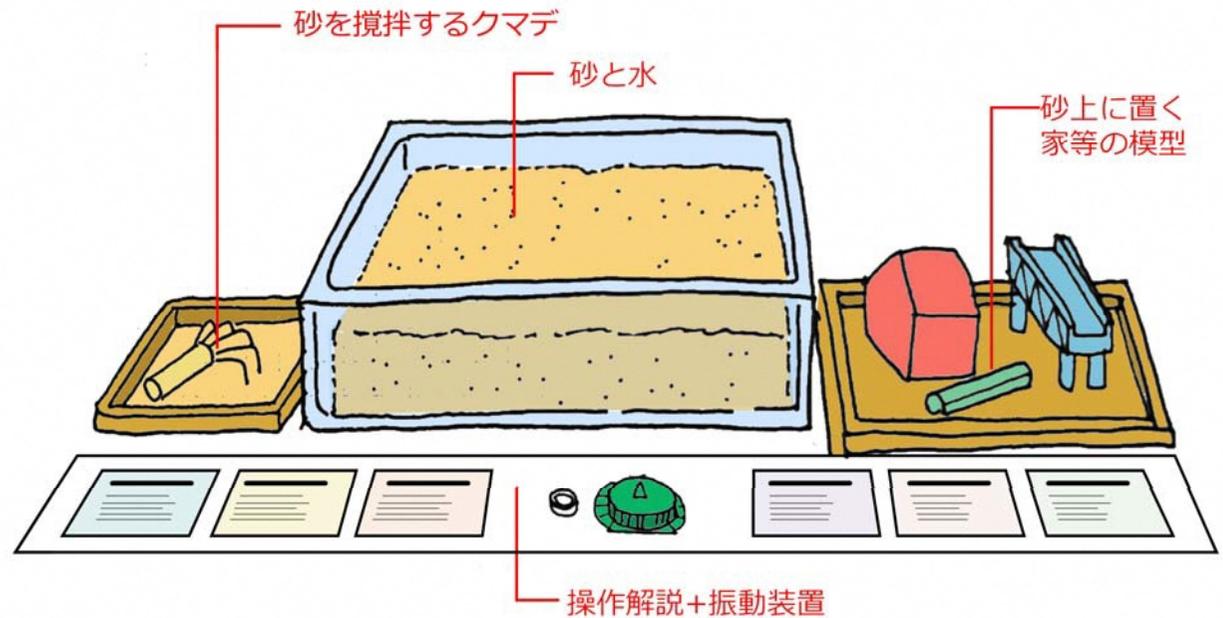
E-5 大地のメカニズム⑤ 液状化の仕組み

【展示のねらい】

- ・熊本地震の被害の特徴のひとつである「液状化現象」を、その仕組みと熊本地震の被災地の状況とともに解説する。
- ・液状化現象の仕組みの図解図版と、熊本地震による被災前と後の写真を紹介する。

【展示の内容】

- ・液状化現象をおこす「砂」と「水」、被災する家・インフラなどの模型をつかって、疑似的な地震を振動装置で実験再現する。



E-6 自然の恵み

【展示のねらい】

- ・目の前に広がる阿蘇の風景を見ながら、地震を含む自然には、恐ろしさだけではなく、恵みや感動的な営みがあることに気づいてもらう。
- ・県内各地に受け継がれる先人達の「自然との関わり」の知恵を知る。
- ・季節によって変化する風景にあわせて展示情報を簡単に変更することができるよう、更新性をそなえた展示とする。

【展示の内容】

- ・阿蘇から熊本市内のエリアの豊かな自然環境や歴史・文化の魅力紹介。これらが一面的な美しさや驚きに留まらず、自然の特性を活用した先人たちの知恵が凝縮した恵みであることを解説する。
- ・表面は恵みの具体事例を示すイラストを表示、裏面には自然環境を先人の知恵をあらわす写真等を表示。
- ・季節の見どころや企画に合わせて内容が変えられるよう、更新しやすい仕様とする。



阿蘇の風景を見ながら、熊本の自然の恵みを理解する
開閉型のグラフィック

E-7 剥ぎ取り標本

【展示のねらい】

- ・東海大学1号館を実際に見学する前に、被害をもたらした原因＝断層の実物を確認してもらう。
- ・地震は太古の昔から繰り返し起きていることを剥ぎ取りの地層の様子から確認。将来にも注意が必要であることを伝える。

【展示の内容】

- ・剥ぎ取り標本を展示し、そこからわかる地質や地層、断層の跡などの特徴を解説。
- ・標本を採取した場所を示す図版グラフィック。



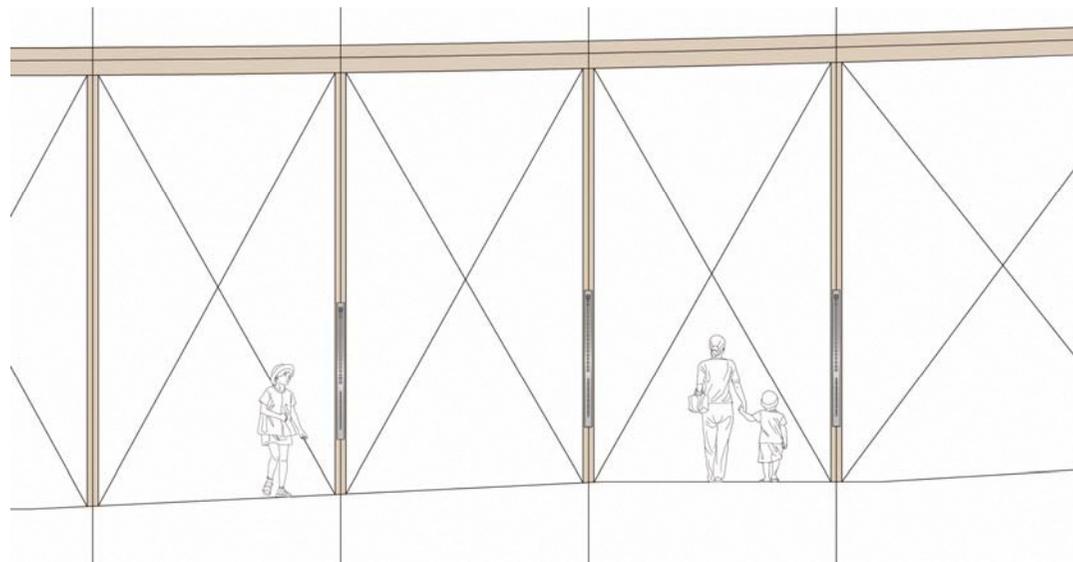
F-1 あなたへの問い

【展示のねらい】

・空や風や草原にむきあい「人と自然の関わり」を自分自身で考えるきっかけを提供する。

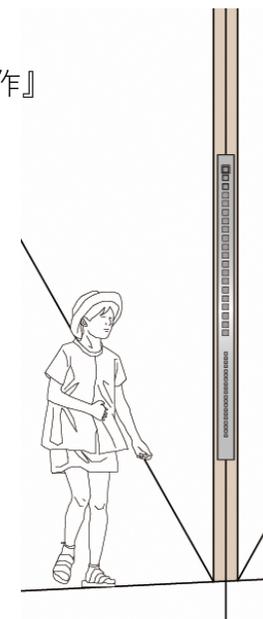
【展示の内容】

- ・展示室②⇒東海大学キャンパス（震災遺構）への通路に設ける問いかけテキストグラフィック。
- ・大地の動きや熊本地震の全体像を知った後の問いとして、自然と人の関わりを考えるきっかけとなる言葉を表示する。
- ・言葉は、カットティングシート貼り仕様とし、更新が可能なものとする。



問いかけ文章例)

『阿蘇千年の草原は自然と人の共作』



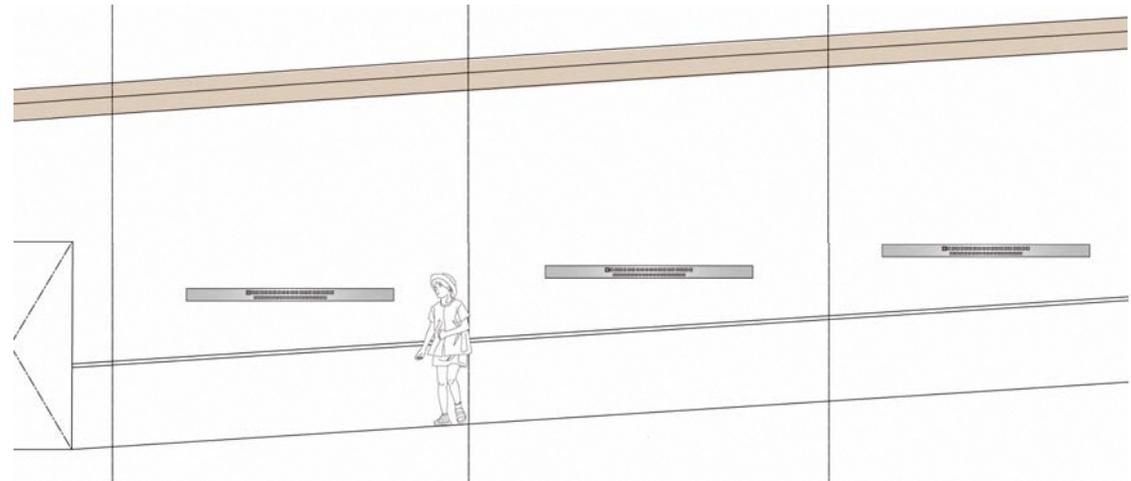
H-1 あなたへの問い

【展示のねらい】

・大地の動きに想像をめぐらせ、「被災すること」を自分自身で考えるきっかけを提供する。

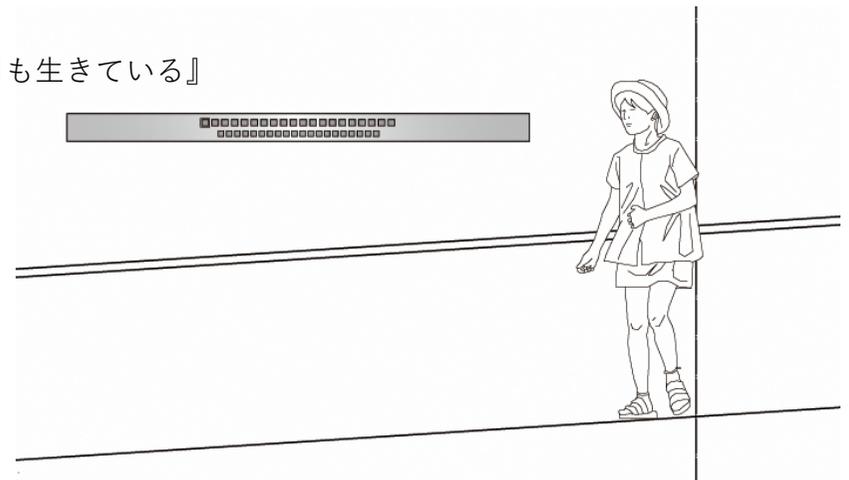
【展示の内容】

- ・東海大学キャンパス（震災遺構）⇒展示室③への通路に設ける問いかけテキストグラフィック。
- ・自然の恵みも脅威も知った後の問いとして、自然とともに生きることを前向きにとらえ、元気になれる言葉を表示する。
- ・言葉は、カッティングシート貼り仕様とし、更新が可能なものとする。



問いかけ文章例)

『熊本の大地は今日も生きている』



I-1 地震の教訓と自分事化

【展示のねらい】

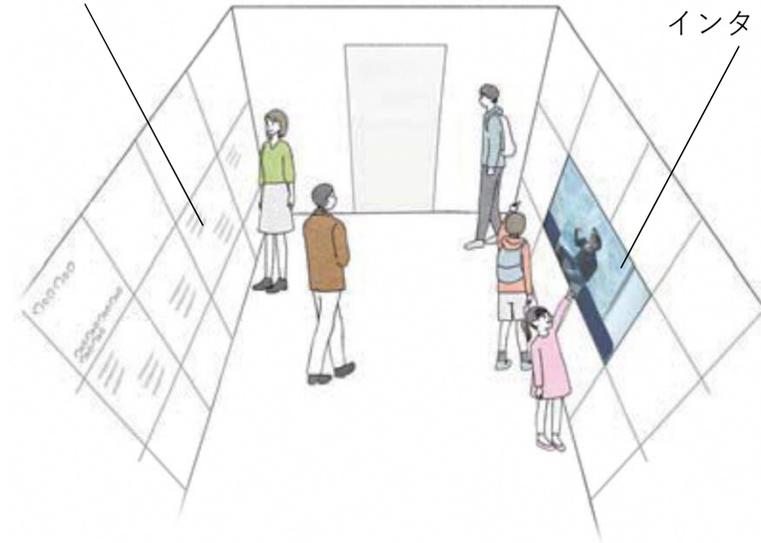
- ・熊本地震デジタルアーカイブに蓄積されたインタビュー映像で各個人が語る感想から教訓を導き出す。
- ・地震時、何も出来なくなることがあるのはなぜか？、風評被害や正常化バイアス等がおきるのはなぜか？などを科学的にひも解き、将来の地震への備えを伝える。

【展示の内容】

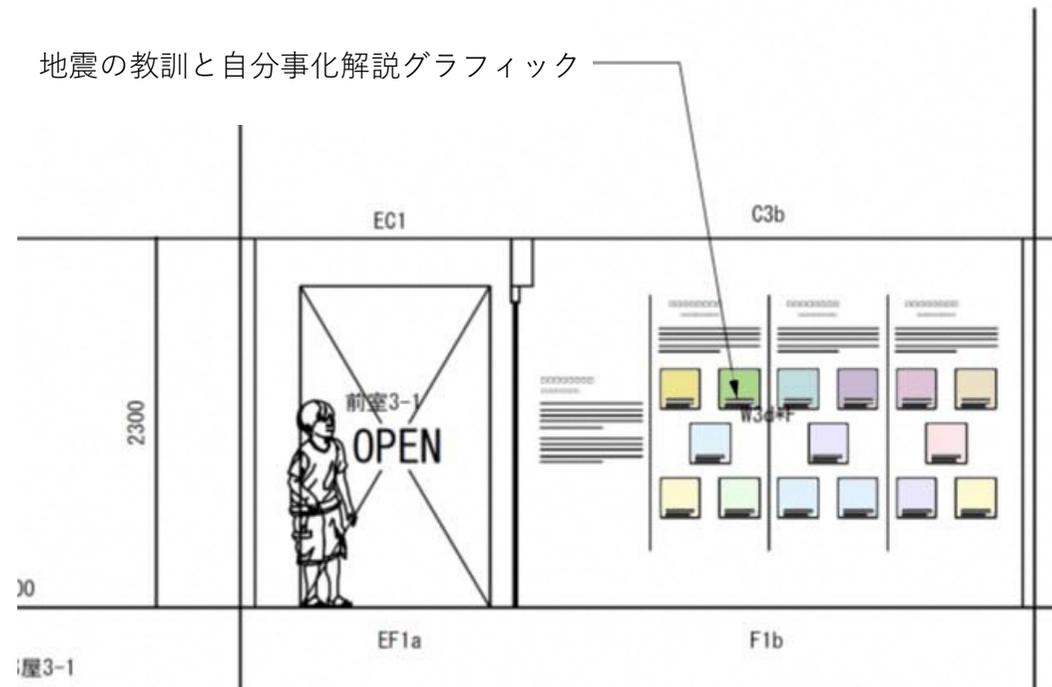
- ・地震時に自分や周りの人がどのような行動を取り、心理状態になるか知ること、将来の地震への備え方を伝える解説グラフィック。
- ・実際に地震が起きた時、出来る事・出来ない事やマイナスに働く教訓の面と、科学的な分析から導かれた教訓の両面を解説する映像。
- ・研究の進展にあわせて情報が更新できる箇所を設ける。

地震の教訓と自分事化解説グラフィック

地震の教訓と自分事化インタビュー映像



地震の教訓と自分事化解説グラフィック



1-2 未来に向けた復興をめざして

【展示のねらい】

- ・未来をひらく「復旧・復興」事業の成果や、新しい土木技術などを実物を交え紹介する。
- ・地震を通じた人と人とのつながりを紹介する。
- ・年々具体化していく復旧・復興の進捗や、新たに生じる課題と取組みなどを紹介できるよう、更新性を備えた展示とする。

【展示の内容】

- ・熊本地震を機にこれまでにない新しい熊本を創出し、熊本と人々を元気にする取り組みを紹介する解説グラフィック
- ・県内で活動する様々な立場・世代・地域の方々の創造的復興の取り組み事例を紹介する映像。
- ・上記の内容から想定されるグラフィックフォーマットを用意し、内容は運営で対応するものとする。



■ 解説計画

1 主な利用者に対応

○主な利用者は、児童・学生（小学校、中学校、高校等の社会科見学、修学旅行等）や一般観光客
○研究者や行政機関、地域団体等の利用も想定（基本計画書より）

- 文字解説に頼りすぎない、直感的に理解できる解説を行う
- 文字解説が必要な箇所は、小学5年生の知識で理解できる平易な解説を行う
※ルビについても同様の学年設定とする（難読地名等は適宜検討）
- 研究者・行政機関、地域団体等の方々には、別途解説資料を運営側で準備する

2 特に配慮が必要な利用者への対応

○視覚や聴覚の障がいを持った方、外国人の方への展示解説に十分配慮する（基本計画書より）

(1) 視覚障がい・聴覚障がいの方への配慮

- 視覚障がいの方：人的な対応を運営側で準備する
ただし、カラーユニバーサルデザインの指針を基に、色弱の方への対応に配慮する

- 聴覚障がいの方：映像ソフトの日本語字幕対応

(2) 外国人の方への配慮

- 対応言語：英語・中国語（簡体）・中国語（繁体）・韓国語

- 対応箇所：A グラフィックパネル：【日本語・英語併記】
※グラフィックの種類に応じて翻訳の範囲を3分類する
「全文翻訳」：メッセージ、問いかけテキスト等
「主要部のみ翻訳」：各種解説グラフィック
「名称のみ翻訳」：キャプション、ネームプレート

B 映像ソフト：英語・中国語（簡体）・中国語（繁体）・韓国語

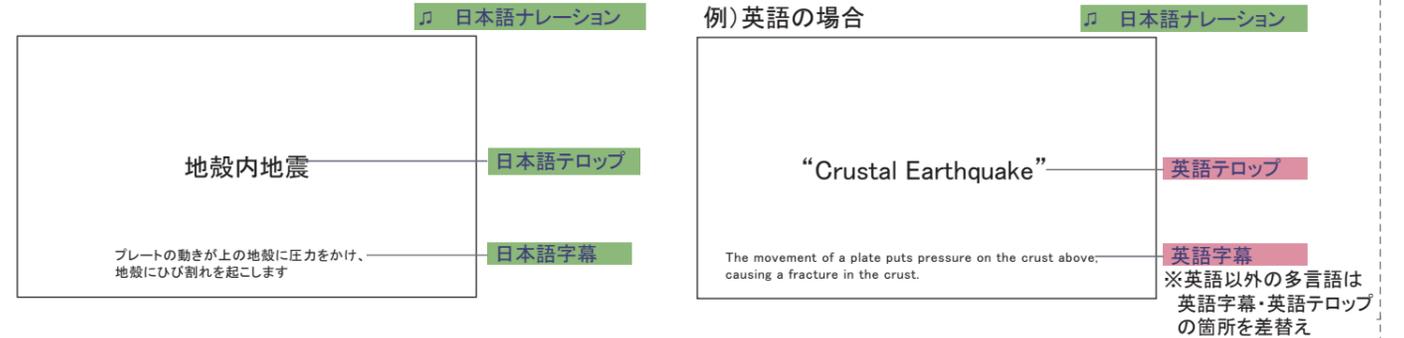
- 右記の「英語テロップ」「英語字幕」箇所、多言語を展開した映像ソフトを個別で用意する。
- 英語以外に対応する言語は中国語（簡体）・中国語（繁体）・韓国語。
- 言語ごとに1本ずつ映像ソフトを用意する。
- スイッチや画面で選択して切り替える仕組みとする。

【映像ソフトの画面イメージ】

●ジオラマ全体解説映像、E-4 土砂災害

【日本語画面】（日本語字幕版）
日本語ナレーション・日本語テロップ
日本語字幕

【多言語画面】（多言語字幕版）
日本語ナレーション・英語テロップ
多言語字幕・多言語テロップ
※多言語は1言語ずつの字幕・テロップとする



3 各グラフィック・映像ソフトの多言語対応

展示アイテム	制作名称	制作手法	多言語対応
A-3 みなさんへのメッセージ	メッセージテキスト	グラフィック	英語（全文対応）表示
展示室①の見方	展示ガイダンスグラフィック	グラフィック	英語（全文対応）表示
B-2 熊本地震その時シアター	シアター名称グラフィック	グラフィック	英語（全文対応）表示
	タイムテーブルグラフィック	グラフィック	英語（名称のみ）表示
C-1 熊本地震 百物語	タイトルグラフィック	グラフィック	英語（全文対応）表示
	熊本地震関連写真グラフィック	グラフィック	英語（名称のみ）表示
	被災物キャプション	グラフィック	英語（名称のみ）表示
	大型被災物キャプション	グラフィック	英語（名称のみ）表示
	百物語解説冊子	グラフィック	英語（全文対応）表示
	百物語解説冊子ストック什器用グラフィック	グラフィック	英語（名称のみ）表示
D-1 あなたへの問い	問いかけテキスト	グラフィック	英語（全文対応）表示
展示室②の見方	展示ガイダンスグラフィック	グラフィック	英語（全文対応）表示
E-1 大地のメカニズム	シアター名称グラフィック	グラフィック	英語（全文対応）表示
① プレートテクトニクス	スタートスイッチグラフィック	グラフィック	英語（名称のみ）表示
E-2 大地のメカニズム	ジオラマ名称グラフィック	グラフィック	英語（名称のみ）表示
② 熊本の大地は生きている	ジオラマ解説シート	グラフィック	—
	ジオラマ全体解説映像	映像ソフト	日本語テロップおよび日本語字幕と、多言語テロップおよび多言語字幕版 ※多言語版はタッチモニターで切り替え
	ジオラマ用文字キャプション	グラフィック	—
	ジオラマ用数字キャプション	グラフィック	—
E-3 大地のメカニズム③活断層の原理	装置操作説明	グラフィック	英語（名称のみ）表示
E-4 大地のメカニズム④土砂災害	土砂災害解説映像（ジオラマとの連動映像ソフト）	映像ソフト	日本語テロップおよび日本語字幕と、多言語テロップおよび多言語字幕版 ※多言語版はタッチモニターで切り替え
E-5 液状化の仕組み	装置操作説明	グラフィック	英語（名称のみ）表示
E-6 人と自然との関わり 自然の恵み	タイトルグラフィック	グラフィック	英語（全文対応）表示
	解説グラフィック（小）（大）	グラフィック	英語（主要部のみ）表示
E-7 東海大学断層剥ぎ取り標本	標本上キャプション	グラフィック	英語（名称のみ）表示
	断層調査解説グラフィック	グラフィック	英語（名称のみ）表示
	外に見える風景解説グラフィック	グラフィック	—
	R壁面写真グラフィック	グラフィック	英語（名称のみ）表示
F-1 あなたへの問い	問いかけテキスト	グラフィック	英語（全文対応）表示
H-1 あなたへの問い	問いかけテキスト	グラフィック	英語（全文対応）表示
展示室③の見方	展示ガイダンスグラフィック	グラフィック	英語（全文対応）表示
I-1 地震の教訓と自分事化	解説グラフィック	グラフィック	英語（主要部のみ）表示
I-2 未来に向けた復興をめざして	新たな熊本へ解説グラフィック	グラフィック	英語（名称のみ）表示
	新たな復興モデル解説グラフィック	グラフィック	英語（名称のみ）表示
（エンディング）メッセージ	メッセージテキスト	グラフィック	英語（全文対応）表示

※施工時に詳細検討・調整の上、施工図を作成し、発注者・監修者の承認を得てから制作する事。

3⑨体験・展示施設の備品リスト

●県が用意する予定の備品リスト

設置場所	名称（品名）	台数	備考	
受付	イス	2		
	置き型時計	1		
事務室	事務机	4		
	椅子	4		
	書類棚（単式,基本）	1		
	ホワイトボード	1		
	AED	1		
	AED壁掛けボックス	1		
	情報収集用テレビ	1		
	情報収集用記録装置	1		
	暴漢捕獲棒	1		
	壁掛け時計	1		
	電話親機	2		
	更衣室	ロッカー	1	
	館長室（応接室）	机	1	
椅子		1		
応接テーブル		1		
応接椅子		4		
内線電話の子機		1		
書庫（倉庫）	書類保管庫（単式,基本）	1		
	書類保管庫（単式,増連）	3		
	車椅子	1		
	ストレッチャー	1	担架と救護ベッドセットと兼用。	
企画展示室（交流ラウンジ）	交流ラウンジ用テーブル	3	講演会での利用も兼ねる	
	語り部講演用椅子	70	語り部講演用椅子。使用しないときは倉庫に保管。	
	語り部講演用モニター	1	使用しないときは倉庫に保管。	
	語り部講演用モニタースタンド	1	使用しないときは倉庫に保管。	
	来場者用椅子	12	カウンター8脚、テーブル6脚（常設）	
	ホワイトボード	1	使用しないときは倉庫に保管。	
	打合せテーブル	1	MTGスペース用	
	打合せ椅子	8	MTGスペース用	
	消火器	1		
	語り部講演用椅子用ドリー	2		
展示室1	モニター	1		
	ガイド用椅子	1		
	内線電話の子機	2	展示室1、シアターに設置。	
	消火器	4	展示室1、シアター、空調機械室1、屋外機置場1に設置。	
展示室2	モニター	2		
	ガイド用椅子	1		
	内線電話の子機	1		
	消火器	4	小部屋2-1、2-2、空調機械2-1,2-2に設置。	
展示室3	モニター	1		
	ガイド用椅子	1		
	内線電話の子機	1		
	消火器	1	展示室3に設置。	
屋外	授乳室チェア	1		
	ワイヤレスマイク	1		
	ポータブルスピーカー	1		
	消火器	1		
	自販機用リサイクルボックス	2		
	収集用ゴミ箱	1	屋外機置場に設置、事務室用330L程度、可動式を想定。	

●指定管理者が負担する備品等リスト

設置場所	名称（品名）	台数	備考	必須
受付	パソコン			
	プリンター			
	チケット券売機	2	リースを想定。	○
事務室	パソコン			
	複合機			
	金庫			
	冷蔵庫		冷蔵庫置き場の広さはW545xD645程度を見込む。	
	電子レンジ			
	掃除機			
館長室（応接室）	パソコン			
	プリンタ			
各展示室	入退室管理システム	6	マスク着用と併せ、有料入館者の確認を行う機器の導入を推奨。	
屋外	草刈機			

※台数に記載のないものは指定管理者で設置の有無を判断。

震災遺構（旧東海大学阿蘇校舎1号館、地表地震断層）全景



見学通路入口

地震断層前



地震断層前解説看板



1号館建物中央部



地表地震断層保存状況



1号館建物中央部前解説看板



被災した旧東海大学阿蘇校舎 1号館

1号館は、上空から見るとアルファベットのYの字の形をした、鉄筋コンクリート造の3階建、高さ45.5m（鉄筋先端まで）の建物で、昭和48年（1973年）に完成しました。
 熊本地震の際に直下を地表地震断層が通過し、1号館の基礎部分の杭の頭が破壊されるなどの大きな被害が生じました。崩壊のずれによって直上の建物の基礎が陥没された事例は世界でも極めて稀です。日本建築学会小委員会による建物の被害調査の結果では、全ての階で床の損傷や柱の傾斜、建物自体の歪曲や沈下が確認されています。断層のごく近くでは揺れも大きかったと推定されますが、1号館の前後の建物は熊本地震以前に耐震補強が行われていたため大きな被害は生じませんでした。



上空から見た1号館と学生会舎
 Building No. 1 and Student Union Office as seen from above



1号館内部の被害
 Damage inside Building No.1

監修：名古屋大学教授 鈴木 康弘、広島大学名誉教授 中田 高、
 日本建築学会 2016年熊本地震基礎構造被害検討小委員会

阿蘇事務課横見学通路（入口）



阿蘇事務課横見学通路（真横）

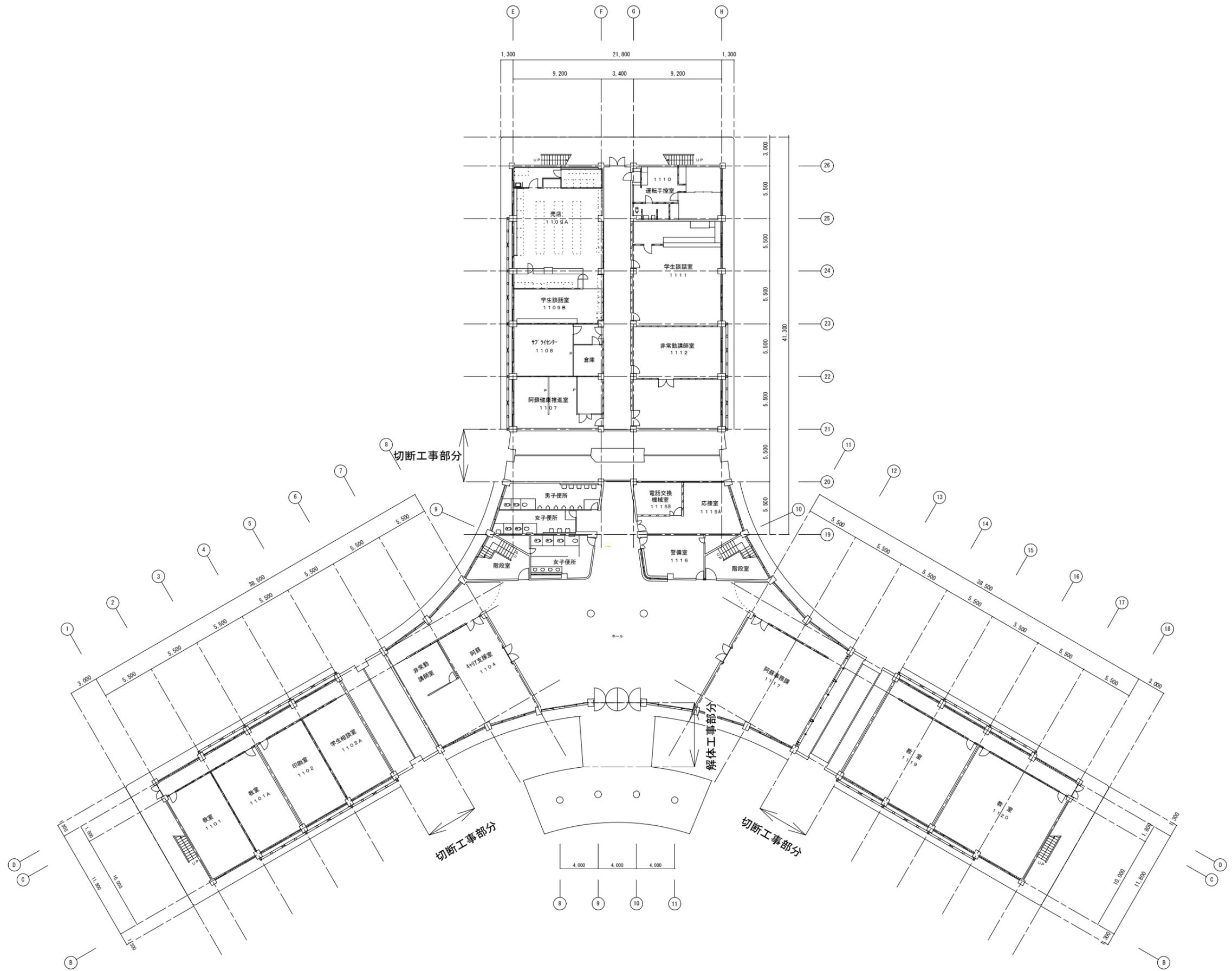
見学通路正面玄関前



見学通路正面玄関前解説看板

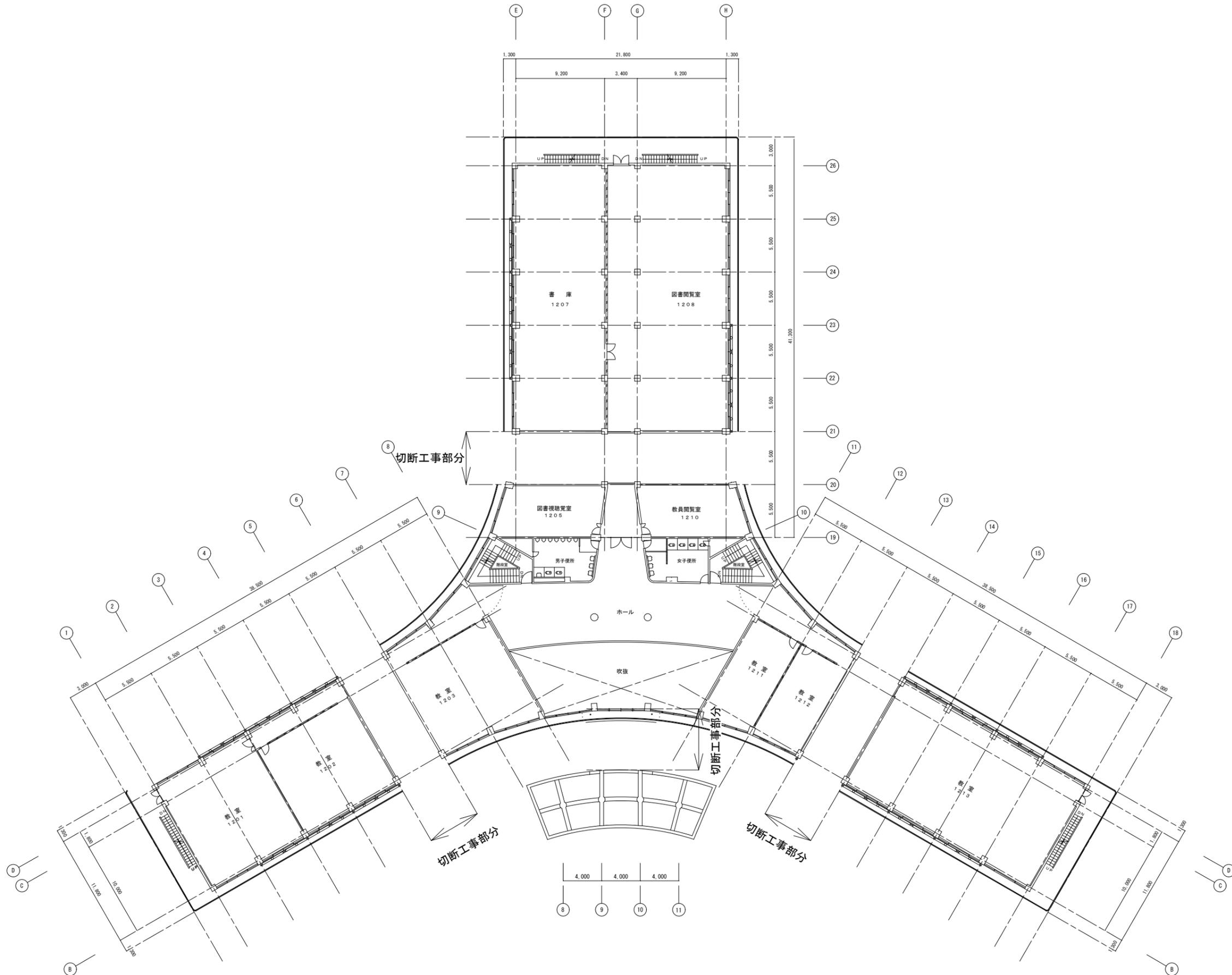


3① 1号館図面



MEMO	事務所登録：一級建築士事務所 東京都知事登録 第10257号 株式会社丹野総合一級建築士事務所 管理技術者・設計者：津野 仁志 一級建築士 316841 監理技術者 00021004420	TITLE 旧東海大学阿蘇校舎 1号館保存工事			SUBJECTS 1階改修後平面図		NO. A-09
		DRAWN 小林	DESIGNED 小林	CHECKED 津野	DATE 19.03.25	SCALE 1/400	





MEMO

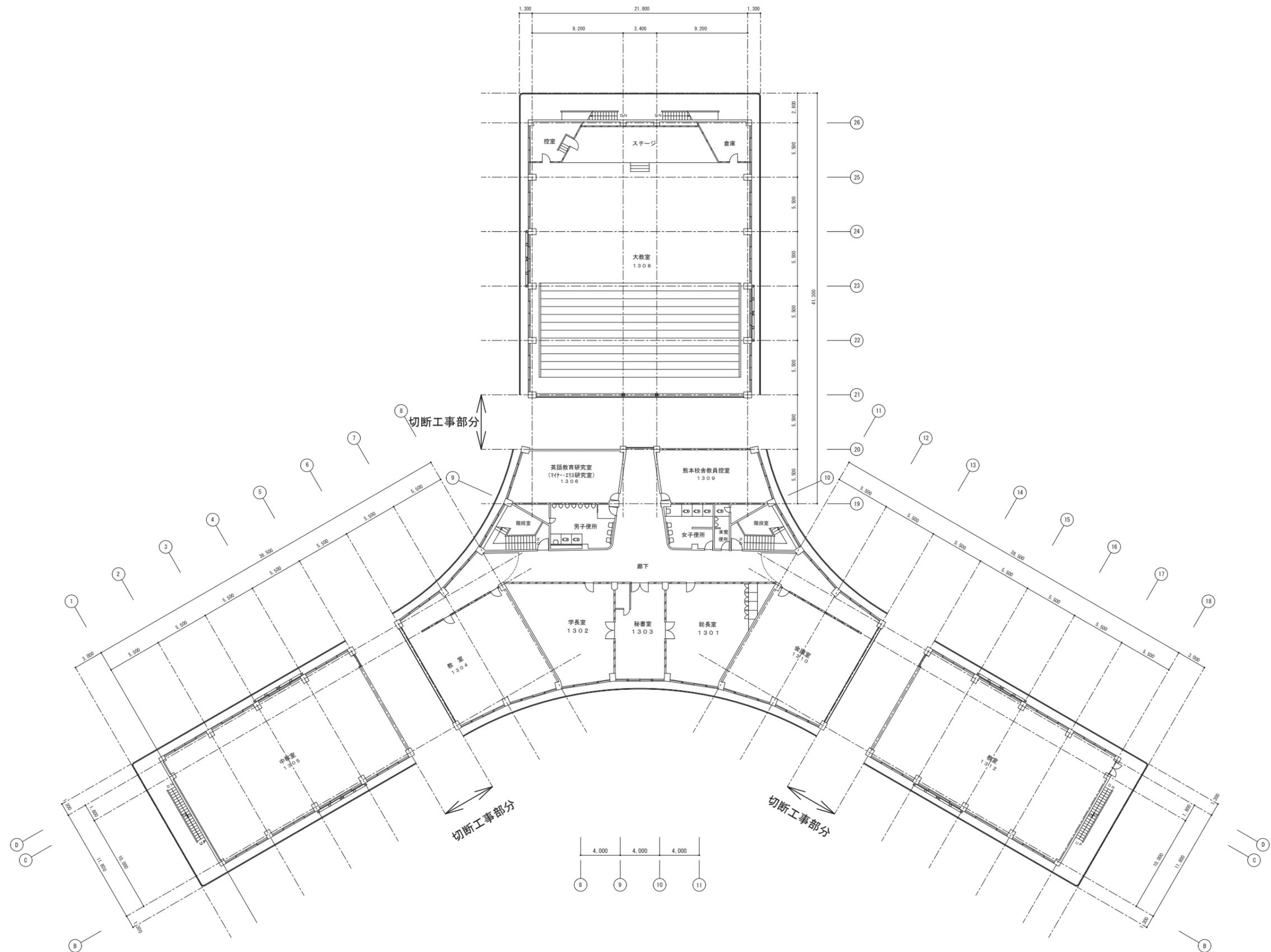
事務所登録：一級建築士事務所 東京都知事登録 第18257号
 株式会社丹野建築総合一級建築士事務所
 管理技術者・設計者：津野 仁志
 一級建築士 316841
 監理技術者 00021004420



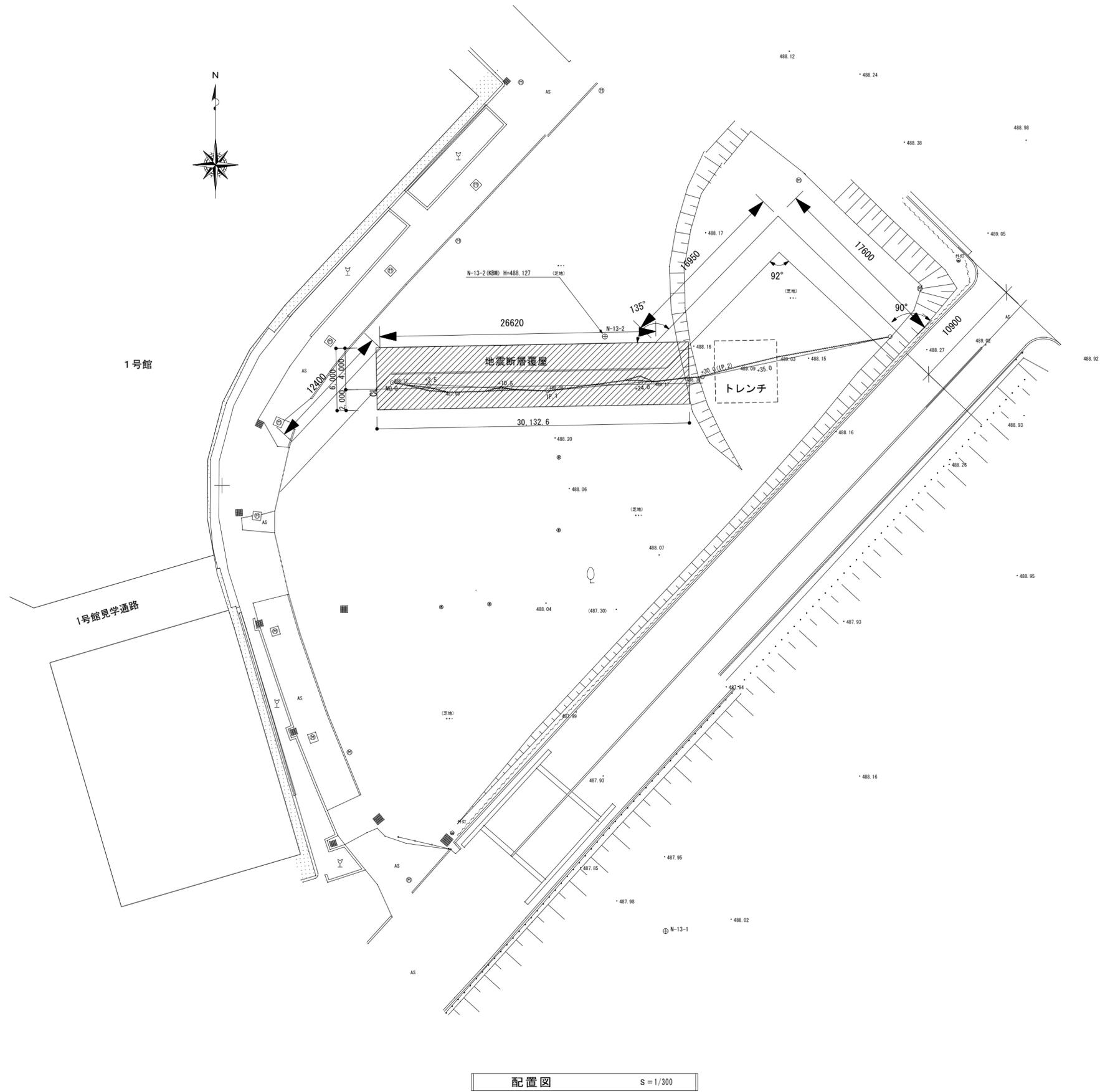
TITLE 旧東海大学阿蘇校舎1号館保存工事
 DRAWN 小林 DESIGNED 小林 CHECKED 津野

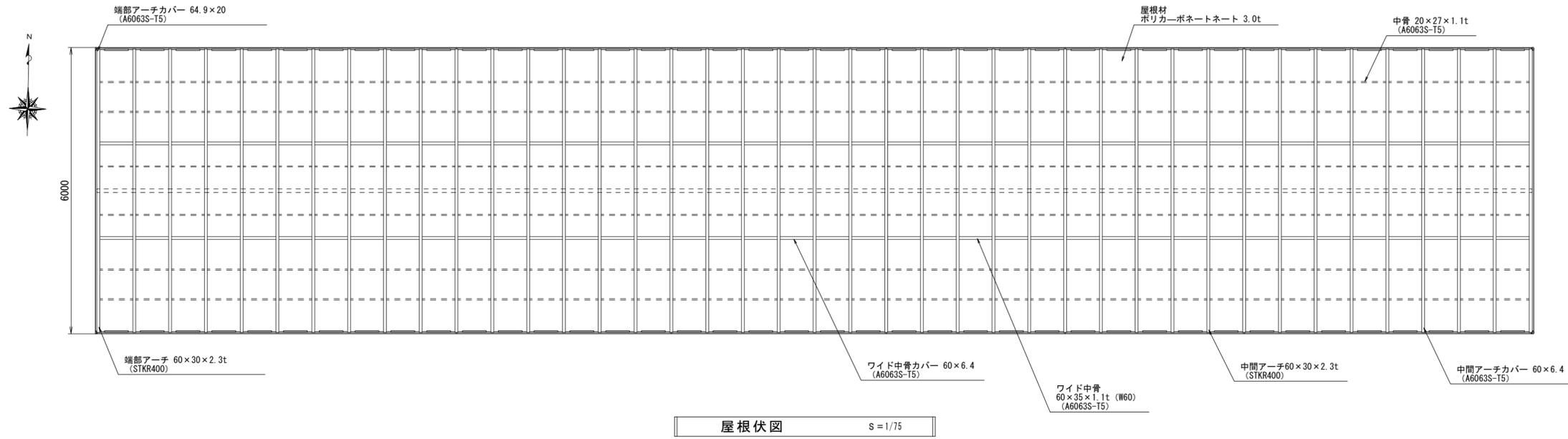
SUBJECTS 2階改修後平面図
 DATE 19.03.25 SCALE 1/400

NO. A-10



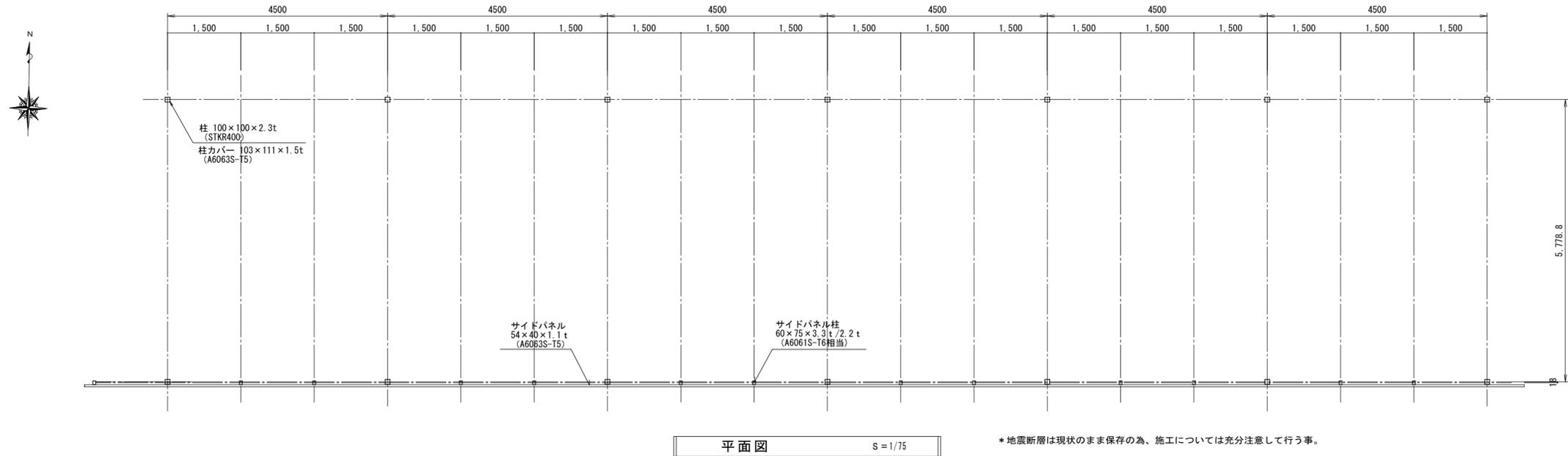
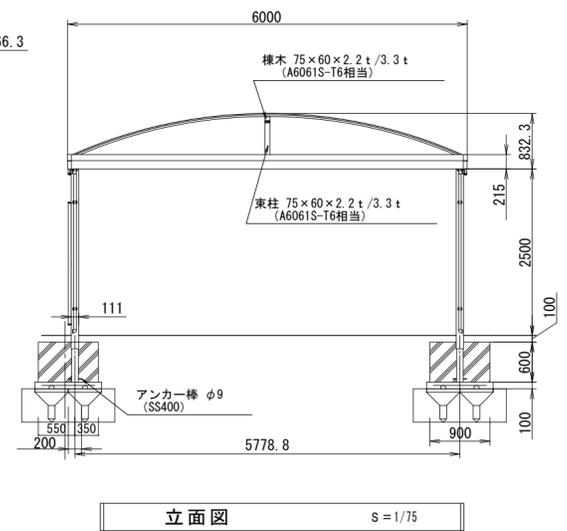
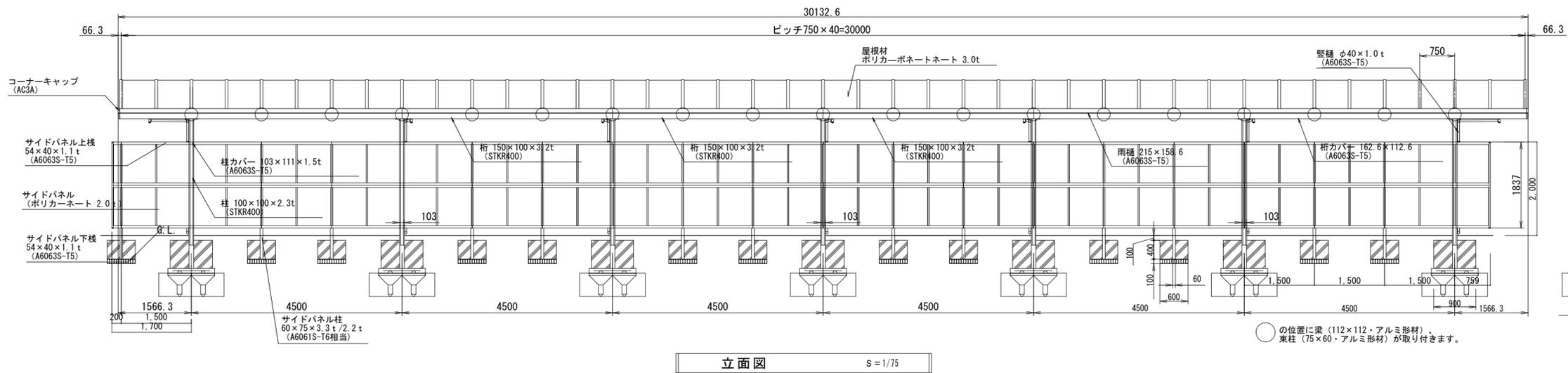
MEMO	事務所登録：一級建築士事務所 東京都知事登録 第18257号 株式会社丹野社総合一級建築士事務所 管理技術者・設計者：津野 仁志 一級建築士 316841 監理技術者 00021004420		TITLE 旧東海大学阿蘇校舎1号館保存工事			SUBJECTS 3階改修後平面図		NO. A-11
			DRAWN 小林	DESIGNED 小林	CHECKED 津野	DATE 19.03.25	SCALE 1/400	



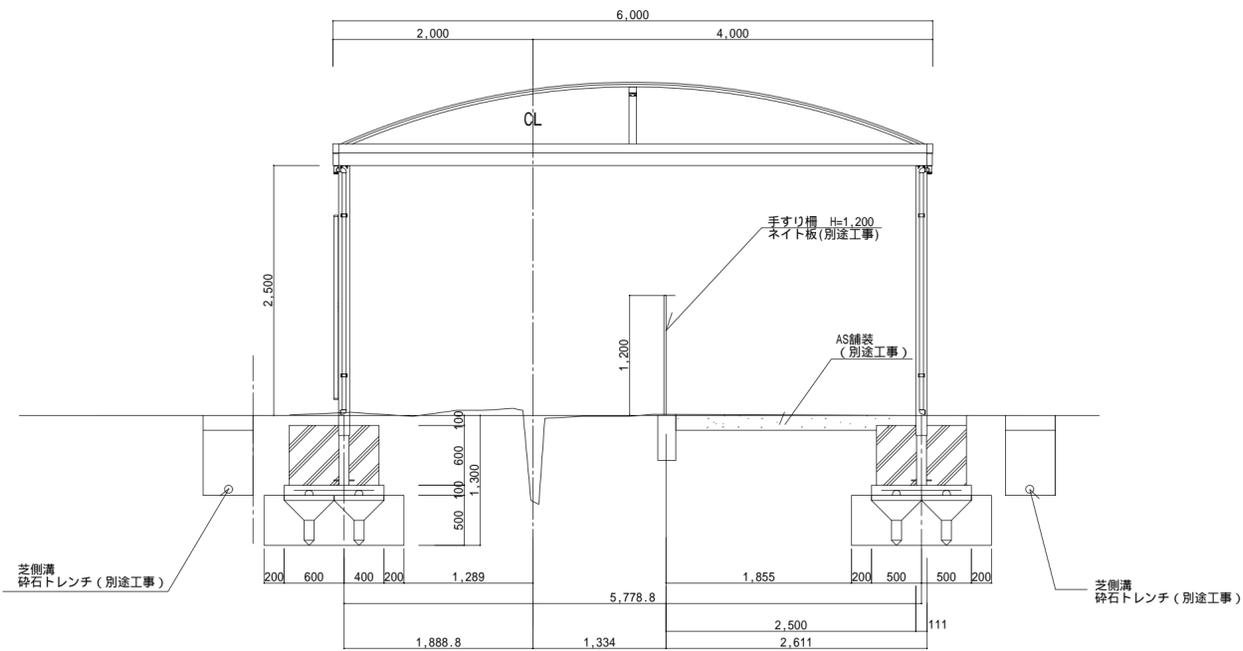


仕様	
柱・ワイド桁・中間アーチ	JIS G3466 STKR400 (スチール)
端部アーチ	JIS G3466 STKR400 (スチール)
【本体】	
柱カバー・両端・桁カバー	JIS H4100 A6063S-T5
中骨・中間アーチカバー	JIS H4100 A6063S-T5
端部アーチカバー・前枠	(アルミ押し出し形材)
ワイド中骨・縦樋・ワイド中骨カバー	(アルミ押し出し形材)
【サイドパネル】	
上横・下横	JIS H4100 A6063S-T5
【サイドパネル】	JIS H4100 A6063S-T5
柱	(アルミ押し出し形材)
梁	JIS H4100 A6N01S-T5 (アルミ押し出し形材)
東柱・棟木	JIS H4100 A6061S-T6相当 (アルミ押し出し形材)
アーチ金具	SUS304 (ステンレス)
端部アーチ金具	SUS304 (ステンレス)
コーナーキャップ	JIS H5202 AC3A (アルミ鋳物)
屋根材	ポリカーボネート (3.0t)
サイドパネル	JIS H4000 A1100P-H14 (アルミ板 1.5t)
ポリカーボネート	ポリカーボネート (2.0t)
ボルト・産金・ネジ	SUS304 (ステンレス)

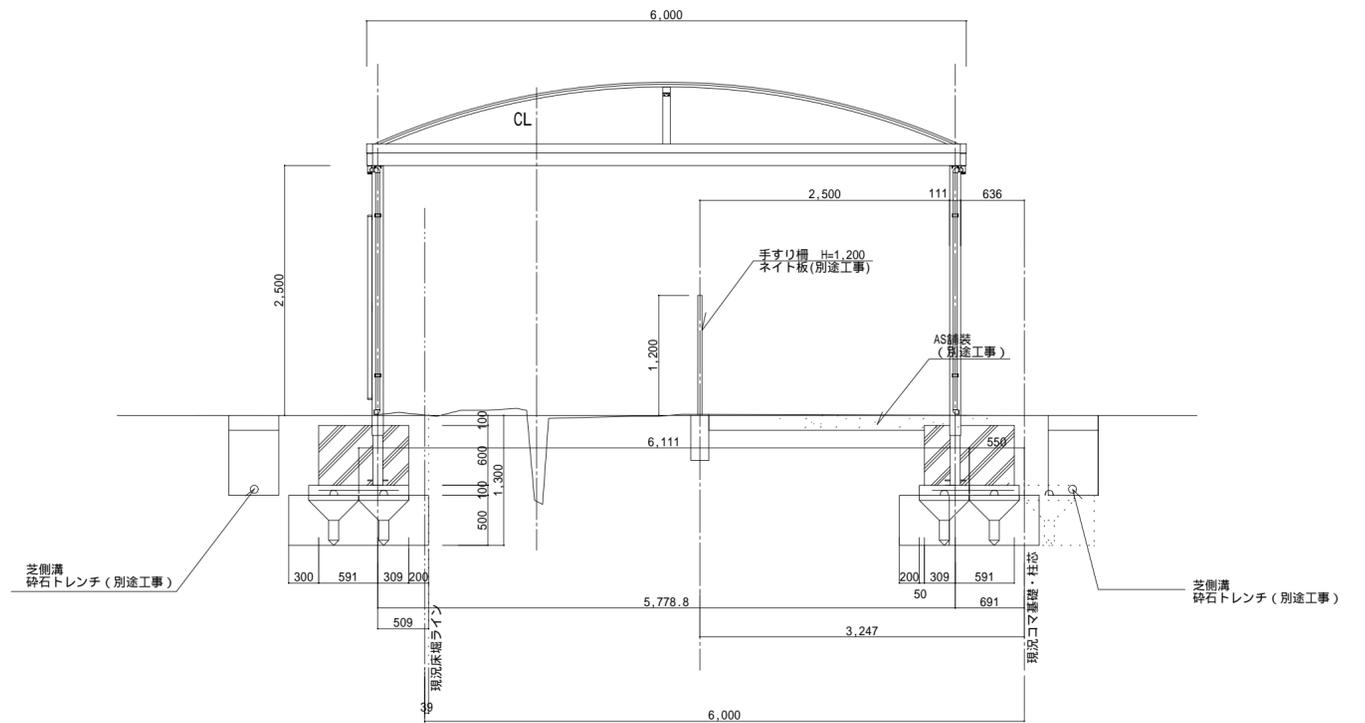
※Vo=32m/s、長期地耐力50 (kN/m²)



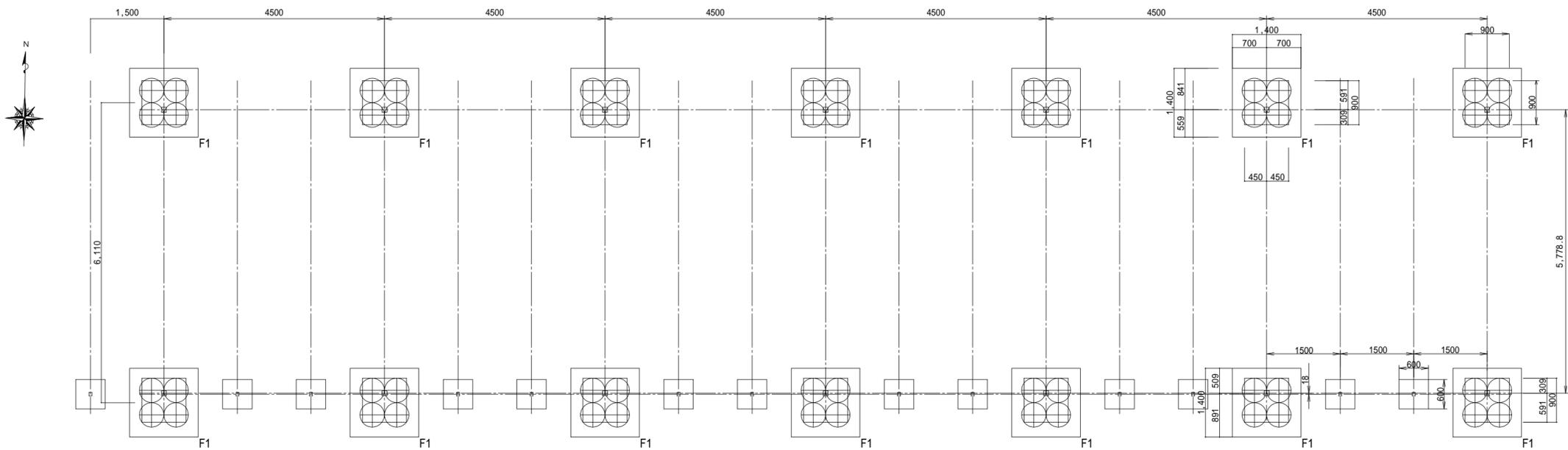
*地震断層は現状のまま保存の為、施工については充分注意して行う事。



標準断面図 S = 1/50

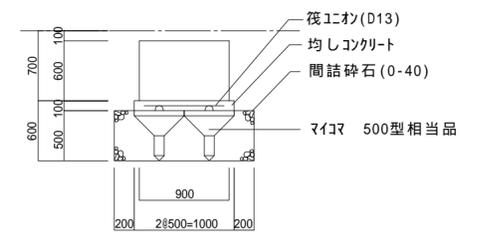


変更断面図 S = 1/50



基礎伏図 S = 1/75

* 地震断層は現状のまま保存の為、施工については充分注意して行う事。



詳細断面図 S = 1/50

基礎寸法表 (建築部)

基礎名称	基礎幅 (mm)		コマ幅 (mm)		マイコマ 層厚	コマ数 (1ヶ所当り)	基礎数 (ヶ所)
	B	L	B k	L k			
F1	900	900	1000	1000	1層	4.0	14.0

基礎材料表

名称	規格	単位	数量
マイコマ	500型	個	56.0
間詰砕石	0-40mm	m ³	16.8
筏ユニオン	D13	kg	56.0

4 (参考資料) 熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例 (県公報抜粋)

令和4年(2022年)10月12日 水曜

熊 本 県 公 報

号外 第46号 29

を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第37号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例(平成30年熊本県条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例をここに公布する。

令和4年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第38号

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例

(設置)

第1条 平成28年熊本地震(以下「熊本地震」という。)による災害から得られた教訓等を伝承し、県民及び来訪者の防災意識の醸成を図るとともに、熊本の魅力の発信並びに県民及び来訪者の交流の促進を図るため、熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設(以下「中核拠点施設」という。)を設置する。

2 中核拠点施設に、体験・展示施設を置く。

(位置)

第2条 中核拠点施設は、阿蘇郡南阿蘇村に置く。

2 中核拠点施設の区域は、知事が告示をもって定める。

(業務)

第3条 中核拠点施設は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 熊本地震に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。

(2) 熊本地震に関する学習活動の場を提供すること。

(3) 中核拠点施設にある震災遺構(地表地震断層及び被災した建築物等をいう。)を管理し、及び展示するとともに、当該震災遺構の解説をすること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な業務を行うこと。

(休館日)

第4条 中核拠点施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の規定により休日とされる日(以下この号において「休日」という。)に当たるときは、その日以後の休日以外の最初の日)

(2) 12月29日から翌年1月3日まで(前号に該当する日を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第5条 中核拠点施設の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

(観覧料)

第6条 体験・展示施設が平常的に展示する資料を観覧しようとする者は、別表第1に定める観覧料を納めなければならない。

2 前項の観覧料(以下「観覧料」という。)は、前納とする。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 既納の観覧料は、返還しない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(入場の制限等)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

(1) 中核拠点施設における公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められる者

(3) 中核拠点施設の施設又は設備を毀損し、若しくは滅失し、又はそれらのおそれがあると認められる者

(4) この条例例又は中核拠点施設の施設若しくは設備の管理の業務に従事する者の指示に違反した者

(5) その他中核拠点施設の管理上支障があると認められる者

(使用の許可)

第8条 中核拠点施設の施設及び設備のうち、別表第2に掲げるものを独占して使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。
(使用の許可の基準)
- 第9条 知事は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしないことができる。
 - (1) 中核拠点施設における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (2) 中核拠点施設の施設又は設備を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。
 - (4) その他使用させることが中核拠点施設の管理上支障があると認められるとき。

- 第10条 知事は、第8条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、又は管理上支障があると認めるときは、第8条第1項の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を停止させることができる。
 - (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (2) 第8条第2項の規定により付された許可の条件に違反したとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
 - (4) 前条第3号に該当することとなったとき。

- (使用料)
- 第11条 使用者は、別表第2に定める額を使用料として納めなければならない。
- 2 前項の使用料（以下「使用料」という。）は、前納とする。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
- 3 既納の使用料は、返還しない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

- (観覧料等の減免)
- 第12条 知事は、次に掲げる者が観覧するときは、観覧料の全部を免除することができる。
 - (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者）
 - (2) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 2 知事は、次に掲げる者の介護のために現に同伴する者（その者が2人以上いるときは、1人に限る。）が観覧するときは、観覧料の全部を免除することができる。
 - (1) 前項第1号に掲げる者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの（以下この号において「重度身障者」という。）又は次の表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が重度身障者に準ずると知事が認めるもの

障害の区分		障害の級別
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害		2級及び3級
肢体不自由	上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2
	下肢不自由	1級、2級及び3級の1
	体幹不自由	1級から3級までの各級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害
移動機能障害		1級から3級までの各級（1下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
内部障害	心臓機能障害	1級、3級及び4級
	じん臓機能障害	1級、3級及び4級
	呼吸器機能障害	1級、3級及び4級
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級
	小腸機能障害	1級、3級及び4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から4級までの各級
	肝臓機能障害	1級から4級までの各級

- (2) 前項第2号に掲げる者のうち、同号の療育手帳の障害の程度の記載欄に、重度であることの表示として「A」と記載されたもの
- (3) 前項第3号に掲げる者のうち、同号の精神障害者保健福祉手帳に精神保健及び精

障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級である者として記載されているもの
 3 前2項に規定する場合のほか、知事は、特別の事情があると認めるときは、観覧料又は使用料の全部又は一部を免除することができる。

（指定管理者による管理）
 第13条 中核拠点施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により中核拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、中核拠点施設の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定により中核拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合における第7条から第10条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

4 第1項の規定により中核拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が中核拠点施設の管理を行うこととされた期間前にされた第8条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により中核拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が中核拠点施設の管理を行うこととされた期間前に第8条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）
 第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 (1) 第3条各号に掲げる業務
 (2) 第8条第1項の許可に関する業務
 (3) 中核拠点施設の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
 (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が中核拠点施設の管理上必要と認める業務
 （利用料金）

第15条 第6条第1項及び第11条第1項の規定にかかわらず、第13条第1項の規定により中核拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者が中核拠点施設の施設及び設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を收受させることができる。

2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額に1.3を乗じて得た額を上限として、指定管理者が知事の承認を得て定める額とする。
 3 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

（原状回復義務）
 第16条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった中核拠点施設の施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償）
 第17条 故意又は過失により中核拠点施設の施設又は設備を毀損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

（雑則）
 第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
 2 中核拠点施設に係る指定管理者の候補者の選定その他の指定管理者の指定の行為に関する行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第6条、第15条関係）

区分	単位	金額
一般人	1人1回につき	500円
県外中・高校生	1人1回につき	400円
県外小学生	1人1回につき	300円

備考
 1 「一般人」とは、満15歳以上の者であつて、中学校及び高等学校に在学する者並びにこれに準ずる者以外のものをいう。
 2 「県外中・高校生」とは、県外に住所を有する者であつて、県外に所在する中学

校若しくは高等学校に在学するもの又はこれに準ずるものをいう。
 3 「県外小学生」とは、県外に住所を有する者であつて、県外に所在する小学校に在学するもの又はこれに準ずるものをいう。

別表第2(第8条、第11条、第15条関係)

区分	単位	金額
芝生広場	1平方メートル当たり1時間につき	3円

備考

- 面積が1平方メートルに満たない場合又は面積を1平方メートル未満の端数がある場合は、その満たない面積又はその端数の面積を1平方メートルとして計算する。
- 使用する時間が1時間に満たない場合又は使用する時間を1時間未満の端数がある場合は、その満たない時間又はその端数の時間を1時間として計算する。
- 午前9時から午後5時までの時間の前又は後の時間における施設の使用に係る使用料の額は、規則で定める。

持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例をここに公布する。

令和4年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第39号

持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例

(目的)

第1条 この条例は、公契約に関し、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する基本的な事項を定めることにより、公契約制度の適正な運用、質の高い公共サービスの提供、労働環境の整備及び地域経済の振興を図り、もつて県及び事業者等が相互に協力し、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 公契約 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、県が締結する売買、賃借、請負その他の契約で、県がその目的たる給付に対して、対価の支払をすべきものをいう。
- 事業者 県と公契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。
- 事業者等 事業者及び下請、再委託、その他いかなる名義によるかを問わず、公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者をいう。

(基本理念)

第3条 公契約は、その締結に至る過程において、透明性及び競争の公正性が確保されることとともに、談合、その他の不正行為が排除されたものでなければならない。第2条第2項に定める公契約は、その履行により提供されるサービスが県民の生活に密接に関係することを踏まえ、そのサービスをより質の高いものとするため、経済性に配慮した上で、契約の性質又は目的に応じ、適正な履行が通常見込まれない金額に於ける契約の締結の防止を図り、価格以外の多様な要素も考慮されるなど総合的に優れた内容とするものとする。第3項に定める公契約は、誰もが安心して働き続ける労働環境の整備及び活力の地域経済の振興を図られるよう、適切な措置を講じられた内容でなければならないものとし、その性質又は目的に応じ、その締結に当たって、県内に事務所又は事業所を有する事業者の受注の機会の確保が図られたものとする。

- 事業者による雇用環境の整備及び多様な人材が活躍する社会の実現に資する取組
 - 事業者による県産品の利用の促進その他の活力ある地域経済の振興に資する取組
- 第4条 公契約は、その性質又は目的に応じ、事業者が行う環境に配慮した事業活動その他の持続可能な社会の実現に資する取組が勘案された内容とするものとする。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、この条例の目的を達成するために必要な取組を推進する責務を有する。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、公契約に関わる者として社会的な責任を有していることを踏まえ、締結した公契約について、法令を遵守するとともに、公契約を適正に履行しなければならない。

2 事業者等は、県が実施する公契約に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者等との協力)

第6条 県及び事業者等は、相互に協力し、持続可能な社会の実現を目指すための取組を推進するよう努めるものとする。

(取組方針)

第7条 県は、基本理念を踏まえた公契約の締結及びその履行を確保するため、県が取り組むべき方針(以下「取組方針」という。)を定めるものとする。

2 取組方針には、基本理念を踏まえた公契約に係る取組の総合的かつ効果的な推進に関する必要な事項を定めるものとする。